

●香川県告示第265号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和2年9月4日から同月18日まで内海漁業協同組合において縦覧に供する。

令和2年9月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名  
小豆郡小豆島町福田甲279番地2 石井 義博  
小豆郡小豆島町福田甲331番地 宮下 春樹  
小豆郡小豆島町当浜甲160番地 竹口 正則
- 2 加入区の名称  
福田加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
内海漁業協同組合